

## 観音寺市監査委員告示第3号

地方自治法第199条第14項の規定に基づき、観音寺市長等から定期監査（前期）の結果に対する措置を講じた旨通知があったので、同項の規定により次のとおり公表する。

令和7年3月28日

観音寺市監査委員 大西保行

観音寺市監査委員 大久保隆敏

### 1 措置を講じた部局等

観音寺市長

観音寺市議会議長

観音寺市選挙管理委員会委員長

観音寺市農業委員会会長

### 2 監査実施期間

令和7年1月20日から同年3月6日まで

### 3 監査結果報告書の提出日

令和7年3月7日

### 4 措置通知年月日

令和7年3月19日付（観音寺市長）

令和7年3月21日付（観音寺市議会議長）

令和7年3月7日付（観音寺市選挙管理委員会委員長）

令和7年3月7日付（観音寺市農業委員会会長）

### 5 措置内容

別紙のとおり

監査委員の指摘事項、意見等に対する措置内容

各課共通事項

| 指 摘 事 項、意 見 等   | 措 置 内 容  |
|---|--|
| <p>○ 補助金については、観音寺市補助金等交付規則及び各種補助金交付要綱に基づいて、業務内容や積算根拠を十分精査し交付されたい。</p>   | <p>○ 観音寺市補助金等交付規則及び各種補助金交付要綱に基づき、引き続き適正に事務処理に努めます。</p>                         |
| <p>○ 負担行為書等に添付の起案文書について、決裁日の記入がないものが多く見受けられる。記入漏れのないように努められたい。</p>  | <p>○ 決裁日の記入漏れがないよう職員に注意を促し、適正な文書管理に努めます。</p>                                   |
| <p>○ 備品台帳に関しては、購入した年度がかなり古い備品が見受けられる。あらためて備品台帳と配置が一致するかを点検したうえで、備品の適正管理に努められたい。</p>   | <p>○ 再度現状の確認を行い適切な備品管理に努めます。</p>   |
| <p>○ 金銭出納帳については、一部記入の誤りが見受けられた。会計課からの「金銭出納帳の記載について」を参考に管理するよう努められたい。</p>  | <p>○ 「金銭出納帳の記載について」を熟知し、書き方を含め適切に管理するよう努めます。</p>                               |
| <p>○ 外部施設の出勤簿、公用車運転日誌、駐車場カード使用簿やETCカード使用簿の管理について、記入漏れや所属長の確認印がないもの、修正液の使用や、鉛筆書きが散見されたので、適正に処理されたい。また、それぞれ年度の区切りがわかるように管理されたい。</p> | <p>○ 記入漏れや所属長の確認印忘れ、修正液の使用、鉛筆書きが無いよう、適正に処理を行います。また、それぞれ年度の区切りがわかるように管理します。</p> |
| <p>○ 季節的・事業的な業務等により時間外の多い人や、土曜日・日曜日・祝日の出勤が多い人、振替休日を取得ができていない人、年休の取得が極めて少ない人が見受けられる。職員の健康管理への配慮、改善策をお願いする。</p>                     | <p>○ 業務の改善や効率化を図り、時間外勤務の削減や計画年休の取得等、職員の健康管理に努めます。</p>                          |